

つくば市無電柱化条例

平成28年 9 月30日

つくば市条例第53号

(目的)

第1条 この条例は、電線類を地下に埋設することによる無電柱化を図り、もって都市の防災機能の向上、安全かつ円滑な交通の確保及び景観の整備に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電線類 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物のうち配電のために設置する電線路及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第2号に規定する電気通信設備のうち電気通信を行うための線路をいう。
- (2) 内線 道路以外の土地にある電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者又は電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者以外の者が所有する電線類で、電気使用場所相互間又は電気通信事業法第2条第2号に規定する電気通信設備のうち電気通信を行うための機械若しくは器具相互間のものをいう。
- (3) 開発行為 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。
- (4) 道路 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいう。

(無電柱化区域における義務)

第3条 別図に掲げる区域（以下「無電柱化区域」という。）において電線類の敷設を要請しようとする者は、電柱を設置することなく、電線類を地下に埋設する

ことにより敷設するための管路その他の規則で定める設備を整備し、及び電線類を敷設する者に対し、費用（電柱を設置することなく、電線類を地下に埋設することにより敷設するために必要な費用のうち規則で定める費用に限る。）を負担しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 電線類を敷設する区域において、電柱を設置することなく、電線類を地下に埋設することにより敷設することが技術的に困難な場合
- (2) 工事等により電線類又は電柱を一時的に使用する場合
- (3) その他市長がやむを得ないと認める場合

2 無電柱化区域において自ら内線を敷設しようとする者は、電柱を設置することなく、内線を地下に埋設することにより敷設しなければならない。ただし、前項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

3 前2項の規定は、電柱を設置することなく、電線類を地下に埋設することにより敷設するために最低限必要となる電線類又は電柱については、適用しない。

（無電柱化の促進）

第4条 無電柱化区域を除く区域において、次の各号のいずれかに該当する場合は、電線類の敷設を要請しようとする者は、電柱を設置することなく、電線類を地下に埋設することにより敷設されるよう努めなければならない。

- (1) 敷設する電線類と既設の電線類との接続箇所が既に地下に埋設されている場合
- (2) 都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域において、開発行為をする土地の面積が1ヘクタール以上の開発行為を行う場合

2 無電柱化区域を除く区域において、前項各号のいずれかに該当する場合は、自ら内線を敷設しようとする者は、電柱を設置することなく、内線を地下に埋設することにより敷設するよう努めなければならない。

3 前条第1項ただし書の規定及び同条第3項の規定は、前2項の規定による電線

類の敷設について準用する。

(街灯等の設置)

第5条 無電柱化区域において、開発行為に伴い電線類を地下に埋設する場合であつて、道路を新設するときは、当該開発行為を行う者は、規則で定めるところにより当該道路を照らすための街灯その他の照明を設置しなければならない。

2 無電柱化区域を除く区域において、前条第1項第2号に規定する開発行為に伴い電線類を地下に埋設する場合であつて、道路を新設するときは、当該開発行為を行う者は、規則で定めるところにより当該道路を照らすための街灯その他の照明を設置するよう努めなければならない。

(勧告)

第6条 市長は、第3条又は前条第1項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認める者に対し、違反を是正するために必要な措置をとることを勧告することができる。

(公表)

第7条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

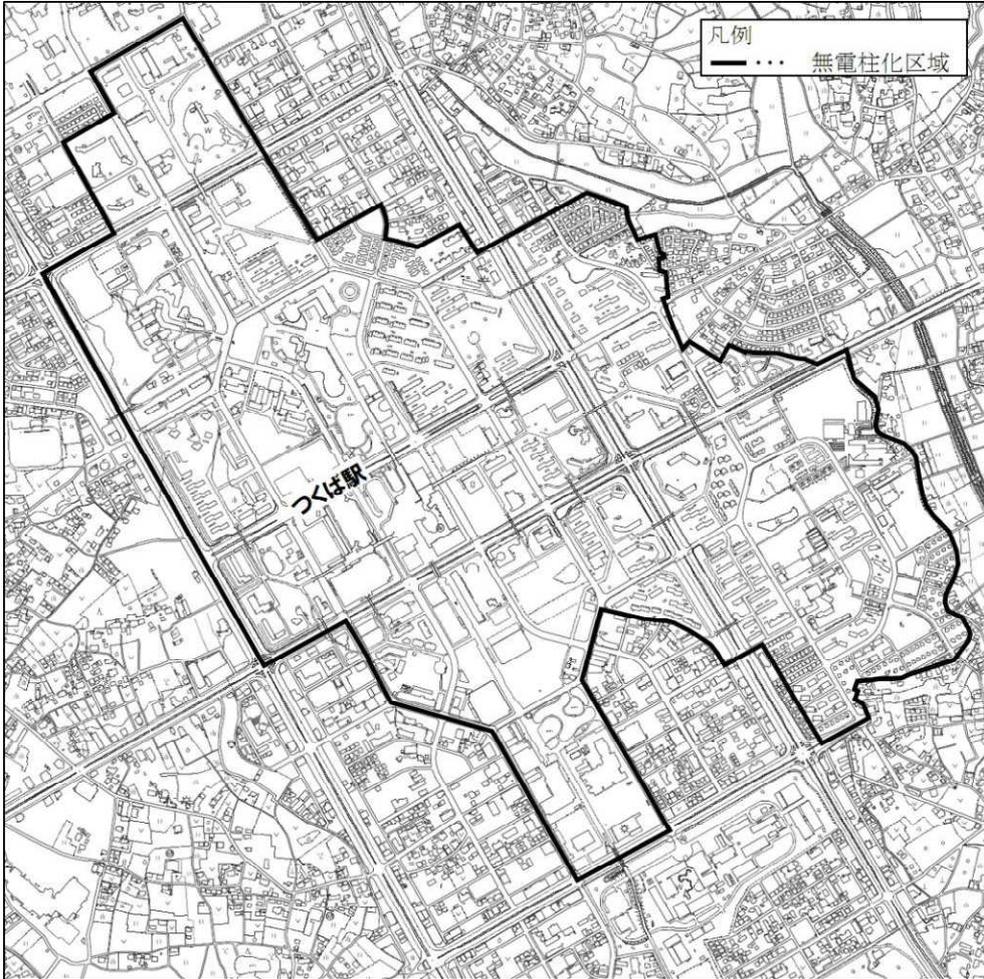
2 この条例の施行の際現に都市計画法第36条第2項の規定による検査済証の交付

がなされていない開発行為（この条例の施行前に同法第29条第1項若しくは第2項の許可を受けたものに限る。）又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項の規定による検査済証の交付がなされていない建築物の建築（この条例の施行前に同法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認済証の交付又は同法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた者に限る。）に係る電線類の敷設については、第3条及び第4条の規定は、適用しない。

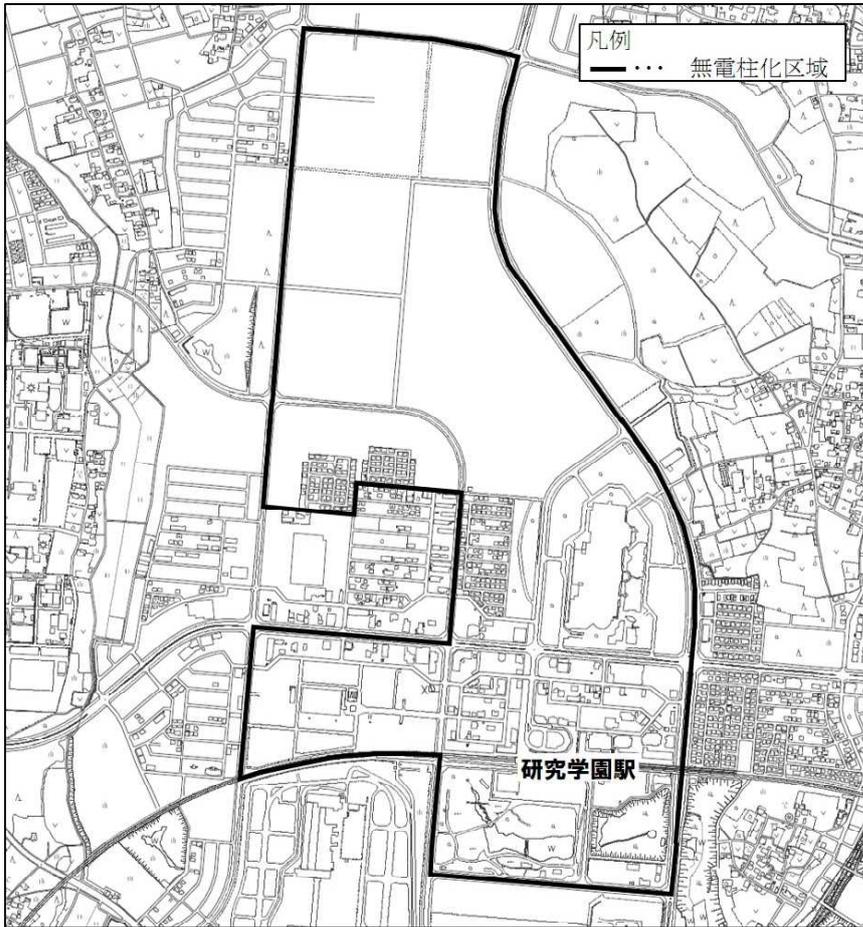
- 3 この条例の施行の際現に都市計画法第36条第2項の規定による検査済証の交付がなされていない開発行為（この条例の施行前に同法第29条第1項又は第2項の許可を受けたものに限る。）に係る道路の新設については、第5条の規定は、適用しない。

別図（第3条関係）

つくば駅周辺



研究学園駅周辺



万博記念公園駅周辺



みどりの駅周辺

